

配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに関するFAQ

国税庁では、平成30年10月17日、国税庁ホームページで「配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに関するFAQを大幅に改訂しました。平成29年度の税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除は大きく変わっております。今年の年末調整では改正内容を確認の上、従業員への周知も必要となりますので、今回はFAQの中からいくつかご紹介したいと思います。

1 改正の概要

〔問〕平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等が改正されたと聞きましたが、この改正の概要を教えてください。

〔答〕配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正の概要は、次のとおりです。

① 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の控除額が改正されたほか、**給与所得者の合計所得金額が1,000万円**（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）**を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました**（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限無）。また、**配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下**（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超201万6千円未満）とされました（改正前：38万円超76万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超141万円未満））。

② 「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容の変更等

平成29年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」については、「控除対象配偶者」を記載することになっていましたが、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」については、「**源泉控除対象配偶者**」を記載することとされました。また、平成29年分までの「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が平成30年分からは「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、これに伴い、「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）について、平成30年分からは、「**給与所得者の保険料控除申告書**」と「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」の**2種類の様式**となりました。

なお、他にも源泉徴収簿の⑯欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に改められ、同欄に配偶者控除の控除額を記載することとされるなどの変更がされています。

③ 配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法の変更

給与等を支払う際に源泉徴収をする税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めるところ、この「給与所得の源泉徴収税額表」の適用に当たっては、扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

2 適用開始日

〔問〕配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正は、いつから適用されるのですか。

〔答〕この改正は、**平成30年分以後の所得税について適用**されます。

3 源泉控除対象配偶者（1）

〔問〕「給与所得者の扶養控除等申告書」に記載する「源泉控除対象配偶者」とは、どのような人をいうのですか。

〔答〕「**源泉控除対象配偶者**」とは、**給与所得者（合計所得金額が900万円**（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,120万円）**以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者**（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）**で、合計所得金額が85万円**（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が150万円）**以下の人**をいいます。

4 源泉控除対象配偶者（2）

〔問〕配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しない場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となるのですか。

〔答〕「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄には、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合に、その氏名、個人番号、生年月日、住所、その年の合計所得金額の見積額などを記載することとされています。したがって、配偶者がいる場合であっても、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないときは、「源泉控除対象配偶者」欄への記載は不要となります。

5 源泉控除対象配偶者（3）

〔問〕「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出するに当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、どの時点で判定するのですか。

〔答〕「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するかどうかは、「**給与所得者の扶養控除等申告書**」を提出する日の現況により判定します。この場合、その判定の要素となるその年の合計所得金額の見積額については、例えば、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積も

った合計所得金額により判定することとなります。

6 源泉控除対象配偶者に該当することになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することになった場合は、どうすればよいのでしょうか。

〔答〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当することになった場合には、給与所得者は、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者へ提出することとなります。

なお、提出を受けた給与等の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数に1人を加えて源泉徴収税額を算定することとなります。

(注) 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできませんので年末調整により精算することとなります。

7 源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合

〔問〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合は、どうすればよいのでしょうか。

〔答〕 年の中で、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、その配偶者が源泉控除対象配偶者に該当しないことになった場合には、給与所得者は、給与所得者の合計所得金額の見積額又は配偶者の合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与等の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与等の支払者へ提出することとなります。

なお、提出を受けた給与等の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数から1人を減らして源泉徴収税額を算定することとなります。

(注) 既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできませんので年末調整により精算することとなります。

8 同一生計配偶者

〔問〕 「給与所得者の扶養控除等申告書」の記載欄にある「同一生計配偶者」とは、どのような人をいうのですか。

〔答〕 「同一生計配偶者」とは、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

10 配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法

〔問〕 給与等に対する源泉徴収税額を求める際の配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法について教えてください。

〔答〕 給与等を支払う際に源泉徴収をする税額は「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めるところ、この「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合には、「給与所得者の扶養控除等申告書」に基づいて、扶養親族等の数を算定する必要があります。給与等に対する源泉徴収税額を求める際の扶養親族等の数の算定に当たっては、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。また、同一生計配偶者が一般の障害者や特別障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて、同一生計配偶者が同居特別障害者に該当する場合には2人を加えて計算します。

したがって、配偶者が、源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である一般の障害者や特別障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に2人を加えて計算します。また、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当するとともに、同一生計配偶者である同居特別障害者にも該当する場合には、扶養親族等の数に3人を加えて計算します。

(注) 「給与所得の源泉徴収税額表」の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数は、配偶者に係る扶養親族等の数と、配偶者以外の扶養親族等の数とを合計した数となります。

11 控除対象配偶者

〔問〕 平成29年度税制改正により、控除対象配偶者の規定が変更になったと聞きましたが、どのように変更されたのでしょうか。

〔答〕 「控除対象配偶者」とは、平成29年分以前は、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下の人とされていましたが、平成30年分以後は、**同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である給与所得者の配偶者**とされました。

12 配偶者控除と給与所得者本人の合計所得金額の関係

〔問〕 平成30年分以後の配偶者控除について、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用を受けることができないのですか。

〔答〕 配偶者控除については、平成29年分以前は、給与所得者本人の合計所得金額にかかわらず、給与所得者に控除対象配偶者（給与所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下の人）に該当する人がいる場合に適用を受けることができたが、平成30年分以後は、**給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません**。なお、平成30年分以後の配偶者控除については、**給与所得者本人の合計所得金額が900万円を超え、1,000万円以下である**

場合には、その合計所得金額に応じて適用される控除額が逡減することとなっています。

13 配偶者特別控除と配偶者の合計所得金額の関係

〔問〕平成30年分以後の配偶者特別控除について、配偶者の合計所得金額が76万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が141万円）を超える場合でも、適用を受けることができますか。

〔答〕配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額については、平成29年分以前は、38万円超76万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超141万円未満）でしたが、平成30年分以後については、38万円超123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超201万6千円未満）となりました。したがって、**配偶者の合計所得金額が76万円を超える場合であっても、123万円以下であれば、配偶者特別控除の適用を受けることができる**こととなります。ただし、配偶者特別控除の適用を受けることができるのは、配偶者控除の場合と同様に、給与所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限られます。

14 給与所得者の配偶者控除等申告書

〔問〕平成29年度税制改正で新設された「給与所得者の配偶者控除等申告書」について教えてください。

〔答〕給与所得者が配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与等の支払者からその年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「**給与所得者の配偶者控除等申告書**」を給与等の支払者に提出することとなっています。なお、**従来の「給与所得者の配偶者特別控除申告書」については、平成30年分以後は廃止**されています。

15 「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」（兼用様式）の変更について

〔問〕従来の「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式については、平成30年分から「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の2種類の様式とされたとのことですが、保険料に関する控除のみ（又は配偶者（特別）控除のみ）適用を受ける場合であっても、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」の両方を提出しなければならないのですか。

〔答〕生命保険料控除等の保険料に関する控除の適用を受ける方については「給与所得者の保険料控除申告書」を、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受ける方については「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することとなりますので、いずれか一方の控除のみ適用を受ける場合には、当該一方に係る申告書のみを提出することとなります。例えば、配偶者のいない方が保険料に関する控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」のみを提出することとなります。

16 配偶者控除の適用を受けるための申告書

〔問〕「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出していれば、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出しなくても、年末調整において配偶者控除の適用を受けることができますか。

〔答〕平成29年分以前の年末調整においては、「給与所得者の扶養控除等申告書」の「控除対象配偶者」欄に配偶者の氏名等を記載して給与等の支払者に提出することで、配偶者控除の適用を受けることができましたが、平成30年分以後の年末調整からは、配偶者控除の適用を受けるためには、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出する必要があります。そのため、**「給与所得者の扶養控除等申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄への記載の有無にかかわらず、「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出がなければ、配偶者控除の適用を受けることはできません。**

17 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（1）

〔問〕合計所得金額が900万円超の給与所得者と生計を一にする配偶者であるため、源泉控除対象配偶者に該当しませんが、年末調整において、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者となりますか。

〔答〕源泉控除対象配偶者とは、合計所得金額が900万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が85万円以下の人をいいます。一方、年末調整において配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、合計所得金額が1,000万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が123万円以下の人となります。したがって、例えば、合計所得金額が900万円超1,000万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が123万円以下の方は、源泉控除対象配偶者には該当しませんが、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合は配偶者控除の対象となる配偶者となり、配偶者の合計所得金額が38万円超の場合は配偶者特別控除の対象となる配偶者となります。

18 源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる場合（2）

〔問〕源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当する場合、どのようにすればこれらの控除の適用を受けることができますか。

〔答〕源泉控除対象配偶者に該当しない配偶者が配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者に該当する場合のこれらの控除については、**毎月（毎日）の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整により適用を受けることができます。**具体的には、その年の最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を給与等の支払者に提出することにより控除の適用を受けることができま

す。

19 配偶者控除及び配偶者特別控除の適用要件と控除額

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することにより適用を受けられる、配偶者控除及び配偶者特別控除について教えてください。

〔答〕 配偶者控除とは、給与所得者が控除対象配偶者を有する場合に、給与所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合は48万円）を限度として、給与所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。配偶者特別控除とは、給与所得者（合計所得金額が1,000万円以下の人に限り、）が生計を一にする配偶者（合計所得金額が123万円以下の人に限り、）で控除対象配偶者に該当しない人を有する場合に、その給与所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、給与所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

20 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載の順序等について教えてください。

〔答〕 配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、税務署で配布している「給与所得者の配偶者控除等申告書」で求められることができるようになっており、次の1～6の順に記載します。

1 給与所得者の合計所得金額の見積額

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。

2 給与所得者の合計所得金額の区分の判定

上記1で転記した金額を基に「判定」欄（「900万円以下（A）」、「900万円超 950万円以下（B）」又は「950万円超 1,000万円以下（C）」）の該当箇所をチェックし、判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載します。

3 配偶者の合計所得金額の見積額の計算

「合計所得金額の見積額の計算表」欄の「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄により計算した各所得の合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」欄に転記します。なお、配偶者に収入がない場合には、「配偶者の合計所得金額（見積額）」欄の「(1)～(7)の合計額」欄のみに「0」と記載します（「給与所得(1)」欄等に「0」を記載する必要はありません。）。

4 配偶者の合計所得金額の区分の判定

上記3で転記した金額及び「老人控除対象配偶者」欄を基に「判定」欄（「38万円以下かつ年齢70歳以上 ①」「38万円以下かつ年齢70歳未満 ②」、「38万円超85万円以下 ③」又は「85万円超 123万円以下 ④」）の該当箇所をチェックし、判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

5 配偶者控除額又は配偶者特別控除額の算出

「控除額の計算」欄の表に、上記2の判定結果（A～C）及び上記4の判定結果（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。

6 「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄への記載

上記5により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

21 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）(1)

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額について教えてください。

〔答〕 「合計所得金額」とは、次の①から⑦までに掲げる金額の合計額をいいます。

- ① 純損失又は雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額
- ② 上場株式等に係る配当所得等について、申告分離課税の適用を受けることとした場合の当該配当所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算の適用がある場合には、その適用後の金額及び上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ③ 土地・建物等の譲渡所得の金額（長期譲渡所得の金額（特別控除前）と短期譲渡所得の金額（特別控除前））
- ④ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除又は特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ⑤ 先物取引に係る雑所得等の金額（先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用がある場合には、その適用前の金額）
- ⑥ 退職所得金額
- ⑦ 山林所得金額 なお、この「合計所得金額」には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、あるいは確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

22 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の合計所得金額や配偶者の合計所得金額（見積額）(2)

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する合計所得金額の見積額は、どの時点の見積額を記載するのですか。

〔答〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載された配偶者が控除対象配偶者等に該当するかどうか等は、**その申告書を提出する日の現況により判定**します。そのため、その判定の要素となる合計所得金額の見積額は、例えば、給与所得以外の所得がなく、その申告書を 12 月 1 日に提出する場合、11 月支給分までの給与等の収入金額に 12 月に支給されるであろう給与等の収入金額を見積った金額を加え、年間の給与等の収入金額の見積額を求め、その見積額から給与所得控除額を控除した残額を記載することとなります。

23 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得の金額の計算方法

〔問〕 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載する給与所得者の給与所得の金額や配偶者の給与所得の金額は、どのように計算するのですか。

〔答〕 給与所得の金額は、年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額となります。給与所得の金額の計算は、税務署で配布している「給与所得者の配偶者控除等申告書」の裏面の「3 所得区分」の【①給与所得】に掲載している「参考：給与所得の金額の計算方法」とおりとなります。例えば、年間の給与等の収入金額が 95 万円の場合、給与所得の金額は 30 万円（95 万円－65 万円（給与所得控除額））となります。

（注）給与所得の金額については、国税庁ホームページに掲載している「年末調整のしかた」にある「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めることもできます。

26 配偶者控除額の源泉徴収簿への記載

〔問〕 源泉徴収簿の記載欄が変わったと聞いたのですが、「給与所得者の配偶者控除等申告書」で求めた配偶者控除額は、源泉徴収簿のどの欄に記載するのですか。

〔答〕 配偶者控除額については、平成 29 年分は源泉徴収簿の⑩欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」に含めて記載することになっていましたが、平成 30 年分は源泉徴収簿の⑪欄の「配偶者（特別）控除額」に記載することになります。

（注）平成 30 年分の源泉徴収簿については、⑪欄の「配偶者特別控除額」が「配偶者（特別）控除額」に、⑩欄の「配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」が「扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額」になっています。

27 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載された「あなたの合計所得金額（見積額）」欄の給与所得の収入金額に誤りがあった場合

〔問〕 年末調整時に従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額よりも、本年中にその従業員に支払った給与等の金額の方が多かったため、その従業員に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の再確認を依頼したところ、その給与所得の収入金額や「配偶者控除の額（配偶者特別控除の額）」欄の金額に誤りがあることが判明しました。どのように処理すればよろしいですか。

〔答〕 従業員から提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」の「あなたの合計所得金額（見積額）」欄に記載された給与所得の収入金額などに誤りがある場合、給与等の支払者は、その従業員の方に「給与所得者の配偶者控除等申告書」の記載内容の訂正を依頼するなどして、適正な配偶者控除額又は配偶者特別控除額により、年末調整を行ってください。

28 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じた場合

〔問〕 年末調整を終えた後に、従業員から、当初提出していた「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した配偶者の合計所得金額の見積額とその確定額に差が生じたため、適用を受ける配偶者特別控除額が増加するとの申出があったのですが、いつまで年末調整をやり直すことができますか。

〔答〕 年末調整後、その年の 12 月 31 日までの間において、配偶者の合計所得金額の見積額に異動が生じ、配偶者特別控除額が増加し年末調整による年税額が減少することとなる場合に、その年分の源泉徴収票を給与等の支払者が作成するまでに、その異動があったことについて給与所得者からその異動に関する申出があったときは、年末調整の再計算の方法でその減少することとなる税額を還付してもよいこととされています。したがって、翌年 1 月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再調整を行うことができます。なお、年末調整の再調整によらず、従業員が確定申告をすることによって、その減少することとなる税額の還付を受けることもできます。

※ 年末調整後、その年の 12 月 31 日までの間において、配偶者の合計所得金額の見積額に異動が生じ、配偶者特別控除額が減少し年末調整による年税額が増加することとなる場合も同様に、翌年 1 月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再調整を行うことができます。